

平成27年 多賀城市教育委員会第6回臨時会会議録

- 1 会議の年月日 平成27年11月4日(水)
- 2 招集場所 市役所3階 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子
教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長 郷右近 正晃
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 8 開会の時刻 午後0時20分
- 9 議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議事
議案第24号 多賀城市いじめ防止基本方針について
報告第3号 多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について
日程第3 その他

委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第6回臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において樋渡委員、今野委員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第 2 議事

議案第 2 4 号 多賀城市いじめ防止基本方針について

委員長

議案第 2 4 号多賀城市いじめ防止基本方針について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第 2 4 号多賀城市いじめ防止基本方針案について、担当課長から説明させます。

委員長

学校教育課長。

学校教育課長

それでは、議案第 2 4 号多賀城市いじめ防止基本方針について、ご説明いたします。

多賀城市いじめ防止基本方針案につきましては、9 月 2 5 日の定例会報告第 1 号及び 1 0 月 2 1 日の臨時会報告第 2 号でご説明をしておりますので詳しいご説明は割愛させていただきます。今回は議案として付議させていただきます。

前回ご説明いたしました基本方針案は、ご指摘いただきました表記上の修正を行いました。議案第 2 4 号資料の 8 ページでございますが、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者の具体例を（ ）内に書きましたが、それを省きました。また、1 0 ページ及び 1 7 ページでございます中学校区地域ぐるみ生徒指導連絡協議会を中学校区地域ぐるみ生徒指導委員会に修正しております。

その上で、1 0 月 2 2 日から 1 1 月 1 日まで 1 1 日間、パブリックコメントを実施いたしました。その内容についてですが、ご意見はございませんでした。したがって、今回付議する基本方針は前回お示ししました基本方針とは表記上の若干の修正があるのみでございます。

ここでは、前回懸案事項になっておりました点につきまして、補足説明をさせていただきます。2 1 ページの 4 つ目の○、情報発信・報道対応についてですが、結論から申し上げますと、表現の修正は行わず、このままの表記にしたいというのが事務局の考えでございます。

重大事態の中でも自殺は決してあってはならないものでございます。重大

事態を起こさないための初期対応に全力を挙げるという多賀城市のスタンスであるということを前提に、公表について申し上げます。自殺の公表といった事象は、その家族はもとよりまわりの人々に対する影響が大変大きいものですので、軽率に扱うことは控えたいと思います。

多賀城市の基本方針では、公表を基本としつつも、遺族そして他の児童生徒に対して細心の注意を払いながら、関係機関と協議をしつつ慎重に判断するという主旨にとどめておきたいと考えます。以上で説明を終わります。

引き続き、協議会等設置条例の関係資料について、副教育長のほうからご説明いたします。

委員長

副教育長。

副教育長

議案第24号関係資料に基づきまして、ご説明いたします。ただいま、議案第24号の「多賀城市いじめ防止基本方針」について、課長のほうからご説明いたしました。私からは、「多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の構成」について、ご説明いたします。

今回、3つの協議会等について条例で規定するものですが、その3つの組織の役割の詳細は基本方針の中で説明しているところです。それらを条例で規定するもので、条例の制定につきましては、教育委員会の議案になります。本日、この議案第24号を承認いただきましたら、今月の定例会（25日予定）で、正式に議案として提案させていただくように準備を進めているところです。

条例の条文等については、現在、総務課の法令担当とも打ち合わせを行っているところですので、本日は条例の構成についてだけ、ご説明させていただきます。

条例は、一つの条例で、3つの組織を規定するため、総則を第1章とし、第2章から第4章までで、こちらにありますとおり、それぞれの組織を規定するものです。2ページをご覧ください。第2章では、多賀城市いじめ問題対策連絡協議会を規定しています。2の設置は、この連絡協議会を設置するという規定です。3の所掌事務は、この協議会の担当事務を規定しているものです。

3ページをご覧ください。第3章では、いじめ問題専門委員会を規定しています。4で設置を規定し、5では、所掌事務を規定しています。

なお、このハコで区切っている条文につきましては、いじめ防止対策推進法の条文で、条例の条文の関連条文として、参考として記載しているものです。3ページ以降についても同様です。

4ページをご覧ください。専門委員会の関係ですが、6では、組織の人数と

構成メンバーの内容、7では、任期を規定し、8から5ページの11までについては、会議の運営関係を規定しています。

5ページの中段をご覧ください。第4章では、多賀城市いじめ調査結果検証委員会を規定しておりますが、これは市の附属機関として規定するものです。次の、6ページから7ページまでになりますが、13については、この検証委員会の、所掌事務を規定しています。14、15につきましては、会議の運営関係を規定しているものです。16は附則ですが、この条例は公布の日から施行するものです。条例につきましては、12月の市議会に提案する予定で進めております。12月議会は、日程はまだ決まっておりませんが、12月中旬になる見込みですので、その議会で議決をもらいましたら、公布し、施行したいというものです。

なお、条例の詳細につきましては、改めて議案として定例会で詳しく説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

委員長

ただいま、詳しく説明いただきました。何か質疑等ございますか。確認ですが、この条例の枠組みの中に入るのは、この基本方針で示されたものが条例に規定されているということですね。

副教育長

はい、基本方針の中で、組織の詳細を説明していますが、それを条例の中に規定しているというものです。

委員長

パブリックコメントについても特に意見はなかったということです。何か質疑等ございますか。樋渡委員。

樋渡委員

4ページの専門委員会は、「委員10人以内で組織し」、5ページには、「専門委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。」となっております。

6ページの検証委員会のほうでは、「委員5人以内をもって組織する。」となっております。検証委員会では会の成立とかは特に関係ないのでしょうか。人数が足りなくとも、重要な場合には検証委員会を開くと受け取っていいのでしょうか。

副教育長

4、5ページの専門委員会の関係はお話のとおりでございます。検証委員会のほうですが、7ページ中段に「15準用」がございまして、会議の運営方法、成立要件については、検証委員会では準用するというので、専門委員会と同

様の取扱いをするということですが。

樋渡委員

そうすると、委員は5人以内ですが、5人だとすると3人の出席がないとだめだということですね。

副教育長

はい、5人であれば、3人出席が会議の成立要件になるということですが。

樋渡委員

専門委員会が10人以内ということですが、こういう委員会なので、多数決ということはないのかもしれませんが。多数決を考えた時に構成人数が奇数とかということは必要ないのでしょうか。委員長が議長を努めるときに、委員長の意見が反映されると考えていいのでしょうか。

副教育長

はい、実際に専門委員会を開催する場合ですが、その際には、例えば調査を行う場合などは、多数決というよりは、それぞれの専門の立場から意見をいただいて、その調整の結果をまとめていただくということになります。

委員会としての決定ということにはなりますが、内容によってはいろいろなケースが出てくると思いますので、それに応じて対応していただくということになります。

樋渡委員

はい、わかりました。

委員長

内容については、先の教育委員会後に、必要な文言の修正があって、パブリックコメントについては意見がなかったということで、この形で、市議会にも説明するということでした。他に、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第24号について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

異議がないものと認め、議案第24号について、原案のとおり決定します。

各委員にお諮りします。ただいま承認されたわけですが、本案決定後に、基本方針の内容に影響がない字句等の整理が出てきた場合は、事務局に一任したいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

報告第3号 多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について

委員長

報告第3号多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について、教育長の説明を求めます。

教育長

報告第3号多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について、担当課長から説明させます。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、報告第3号多賀城市立図書館移転事業の進捗状況について、ご説明いたします。3ページをご覧ください。

1の「主な取組の経過概要」として、「第二次多賀城市立図書館基本計画」、「多賀城市立図書館移転計画」を策定した平成25年11月以降の主な会議等とその概要をまとめております。

5ページをご覧ください。今年度になりまして、平成27年4月1日から図書館移転に係る業務として、移転開館準備業務、図書館奉仕業務をカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に、図書館システム構築業務を富士通株式会社東北支社に委託をしております。

次の2の「移転事業に関する取組状況全般について」ですが、各種会議の開催回数や出席人数をまとめております。平成27年度においては、各種会議の中でも、より具体的な図書館建築関連打合せや図書館運営関連打合せに重点が移行しており、新図書館の実現に向けた準備が着々と進んでいることが読み取れることと思います。

次に、3の「新多賀城市立図書館施設の概要と移転業務スケジュールについて」ですが、はじめに枠囲みの「新しい図書館が目指す姿」をご覧ください。

そもそも、図書館の新築移転は、施設の老朽化や施設が手狭となったこと、市民の利用率が低いことなどの諸問題の解決策として計画してきたもので、その目指す姿のひとつは、「地域で、社会で活躍する人材創出のエンジンとなり、地域と住民生活の発展に貢献する教育施設」、もうひとつは、「東北随一の文化交流拠点の中核施設」となります。

次のページをご覧ください。新しい図書館が目指す姿を達成するための方策あるいは具体的な内容について、「移転後の新しい図書館で大きく変わる・変える5つのこと」として、施設運営面について説明いたします。

1点目は、「開館日数」です。現在、概ね275日であったものを365日、年中無休に拡大します。

次のページをご覧ください。2点目は、「開館時間」です。現在、午前9時から午後5時までの8時間であったものを、午前9時から午後9時30分までの12時間30分に拡大します。これは、現在の約1.6倍の開館時間となります。

3点目は、「本の収納能力」です。現在の18万冊から34万冊となります。図書館本館には約18万冊の蔵書がありますが、そのうちの約10万冊が開架、すなわち利用者の方が、目にして、手に取ることができる冊数が約10万冊ですが、約8万冊は閉架、書庫などのバックヤードに保管されている状態です。新しい図書館では、18万冊のほぼ全てを開架し、さらに開館時に3万5千冊を追加することとしています。収納能力いっぱいの34万冊には届きませんが、徐々に蔵書を増やしていくこととなります。

4点目は、「図書館利用者が使える広さ」です。現在の図書館の面積については、1,541㎡ですが、そのうち利用者が使えるのは約40%の612㎡です。これが3,342㎡のうち約93%の3,093㎡となります。利用可能な面積に着目すると約5倍超の広さになります。

5点目は、「座席の数」です。現在の47席から250席前後となります。約5倍超の席数となり、多くの利用者にゆっくり、ゆったりと本に親しんでいただけることと思います。

次のページをご覧ください。ただいま申し上げましたものに加えて、ソフト面でも利用者視点で展開をすることとしており、図書館が有する機能を最大限に発揮し、多くの市民に親しまれ、利用される教育施設、公共図書館を目指して移転業務を進めております。ソフト面の運営基本サービスの説明は後ほどさせていただきます、先に施設イメージをご覧くださいと存じます。

10ページ上のイメージは、多賀城駅を市役所側から見たものとなります。右側のA棟に新図書館が移転することとなります。

下の写真は若干古いもので恐縮ですが、現在は屋根がかかり、外壁も塗装され、多賀城市立図書館の表示も取り付けられております。

次のページをご覧ください。新図書館の階層別のコンセプトですが、1階は家族、人々で賑わうリビングルーム、2階は居心地のよい書斎のような空間、3階は集中して過ぎせる学習・研究・仕事の場としています。このようなコン

セプトに基づき、12ページ以降に各階のイメージを掲載しております。

12ページ下のイメージはキッズコーナーになります。左側奥の黄緑色のスペースで読み聞かせなどを行うこととなります。書架は全体的に丈の低いものとし、安全のためコーナーを丸く仕上げたものを設置することとしております。

次のページをご覧ください。13ページ上のイメージは商業施設部分ですが、左側にある高架書架の裏側が新図書館となります。

13ページ下、14ページ上のイメージは新図書館の2階になります。先ほどご覧いただいた1階のイメージと比べて、床の色が濃くなっています。新図書館の2階のコンセプトは、書齋でありますので、1階よりも落ち着いた雰囲気を出していることとしております。

15、16ページをご覧ください。新図書館3階には、学習室などを設けますが、ここでは特徴的なイベントスペースを掲載させていただいております。

15ページ下のイメージのように、100脚程度の椅子を並べることが可能な広さとなります。イベントスペースの左側はガラス張りとなっており、イベントスペースで行われていることを室外から見るができることとなります。これは、学んでいる人の姿を見て、学習意欲を高めていただくことを狙いの一つとしています。

16ページ上のイメージは、展覧会などの活用例です。新図書館開館時には、故日下常由画伯から寄贈いただいた絵画を展示するとともに、地方創生先行型の交付金を活用したデジタルミュージアム創設事業で製作する動画を放映することを予定しております。

イベントスペースは図書館事業において使用することとしておりますが、開館後の利用状況などを勘案して、市民に貸し出すことも今後の検討課題としております。

次に、移転業務に関わる今後の予定・スケジュールについて説明をさせていただきます。17ページをご覧ください。移転に向けて、様々な準備をする必要があることなどから、既に、広報紙、ホームページなどで周知しているところですが、表に記載のとおり本館を休館し、あるいはサービスを休止することとしております。

移転業務のスケジュールは17ページ下にも記載しておりますように概ね計画どおりに進捗しております。18ページには、本年12月までに行う作業、来年3月の新図書館開館までに行う作業を記載しております。

次に19ページをご覧ください。新図書館の基本サービスの一覧です。概ね記載のとおり内容を固めたいと考えております。

表の左から4列目にある「現状」とその右隣の「新図書館オープン後の基本サービス」のうち「本館」の記載を比較いただくとともに、表の一番右側の列に記載しております基本サービスの「考え方」をご覧いただきたいと存じます。ここでは、先に説明した項目は割愛させていただき、その他の項目についても主なものを抜粋して説明させていただきます。

はじめに、項番の2、「貸出サービス」の「自動貸出機」ですが、5台設置することとしています。これによって、利用者のプライバシーの保護や利便性の向上を図るとともに、業務を省力化することによって他の業務の質の向上などに繋げることとしています。

次に、「図書貸出冊数」ですが、現状を見直し、1人10点までとすることとしています。一般の利用者にとっては貸出冊数が減少することとなりますが、貸出期間中に読み切れずに貸出延長となる冊数を減らし、他の利用者の利用機会を確保することを図るものです。また、中学生以下の利用者にとっては貸出冊数が増加することとなりますが、こどもの読書活動推進のため、より多くの本に触れていただく機会を設けることとするものです。

次に、「視聴覚資料の貸出点数」は、現状で小学生以下の貸出を不可としていたものを、解除することとし、一律1人2点までとします。

「資料の延長」については、現状2週間のものを8日間に短縮します。これは、貸出冊数を減少させ、読み切れない状況を抑制することと連動するものです。

次に、「延滞資料がある利用者への対応」ですが、新たな貸出や延長は行わないこととします。これは、貸出資料の延滞を抑制し、より多くの利用者への図書の貸出を可能とすることを図るものです。

次のページをご覧ください。項番の3、「返却サービス」の「宅急便返却」は新規サービスになります。遠方の利用者や来館による返却が困難な利用者に向けてのサービスとなります。

次に、項番の4、「予約サービス」の資料予約点数は先に説明しました貸出冊数と同数とし、予約資料の取置期間は2週間から8日間に短縮します。取置期間の短縮は、資料貸出の回転率を上げることと、開館日数・開館時間の拡大により来館機会が十分に確保されると見込んでのものです。

次の、項番の6、「レファレンス」ですが、従前のサービスをより向上させ、さらにレフェラルサービス、これはレファレンスサービスでは十分に対応しきれない専門的あるいは最新の課題についての情報提供のために行われるサービスですが、レフェラルサービスの充実を図ることとします。

次に、項番の7、「ITサービス」ですが、図書検索サービスについては館

内主要ポイントにタブレット端末を11台設置することとします。また、インターネット接続環境としてWIFI環境を整備し、インターネット対応機器としてタブレット端末15台の貸出を行うこととしています。

同じ項番の最後にある「こども読書通帳」は、こどもの読書活動推進事業の一環として新規に取り組むもので、読書履歴を通帳に記録するサービスです。

項番の8、「視聴覚サービス」ですが、従前は、指定ブース2席で実施しておりましたが、持ち運び可能なポータブルDVDプレーヤー10台を貸し出し、指定エリアで視聴可能とすることとします。

次のページをご覧ください。項番の10、「蔵書」ですが、新聞は9タイトルで変更はありませんが、雑誌は50タイトル程度に減少させることとします。雑誌は消費スピードも速く、予算の制約もあるため、再開発ビルの一体利用により、蔦屋書店の揃える雑誌タイトルとの連携を図り、市民サービスの向上に努めることとします。

項番の11、「選書・除籍」ですが、今後、図書館の管理運営を指定管理者に委ねることとなりますが、図書資料は市民の財産でありますので、教育委員会が主体的に責任をもって選書・除籍をしなければなりません。そのようなことから、選書・除籍については、教育委員会の定める基準に基づいて行うこととします。

項番の12、「利用環境」の「飲み物」ですが、滞在型図書館の取組として、館内での飲み物は、ペットボトルや水筒などの蓋付きの容器であれば可能とすることとします。

駐車場・駐輪場については、現在関係部署間で検討しているところです。

項番の13、「図書館協議会」ですが、これは図書館長の諮問機関として位置付けられているものですが、新図書館は指定管理者による管理運営へ移行することとなるため、その位置付けを図書館長ではなく、教育委員会の諮問機関とすることの検討を行っているところです。

次に、22ページをご覧ください。新図書館で利用可能なカードの一覧です。表の左から2列目が既存の図書館カードで、新図書館でも継続して使用することとなります。その右隣が既存のTカードですが、これに図書館機能を付加して図書館カードとして使用できるようにするものです。

さらにその右隣が新図書館カードで、Tカード機能付きのものとなります。3種類のカードが存在することとなりますが、1人1種類で、所持する方の利用方法、目的などに応じて選択していただくこととなります。

いずれのカードでも、本館、分室、移動図書館車でのサービスを受けられます。カードの発行については、既存の図書館カードは本館、分室、移動図書館

車で、新図書館カードは本館で手続することとなります。なお、図書館利用に関して、Tポイントの付与はされませんし、Tポイントの利用もできません。

次に23ページをご覧ください。先ほど雑誌タイトルを減少させる旨の説明をしましたが、この表は新図書館で収集することを予定している雑誌の一覧です。また、24、25ページには、現在収集しているものの、図書館移転を機に収集を見直すこととしている雑誌の一覧です。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

4ページですが、平成26年6月4日に、「Tカード導入に関する検討結果について説明」とありますが、これは東日本大震災調査特別委員会での議案であって、教育委員会では関与していないと考えていいのですか。

それから、平成26年11月26日の東日本大震災調査特別委員会で、「多賀城市立図書館移転事業について」で、「T会員規約関連、施設配置」が内容になっていますが、Tカードについては、以前に教育委員会で説明はありましたが、Tカードについては教育委員会では関与していないと考えてよろしいのでしょうか。

副教育長

平成26年6月4日と、11月26日の東日本大震災調査特別委員会ということですが、図書館の関係、移転事業の関係で市議会のほうに説明をし、その中でTカードの関係も説明しているということです。

教育委員会のほうにも、同じ内容でご説明をしております。いつの教育委員会だったかは、手元に資料がないのではっきり確認できません。ただ、市議会に説明するに当たっては、教育委員会のほうにも同じ内容を説明し、その後に市議会に説明しているという流れで行っております。市議会に出して、教育委員会のほうに話をしていなかったというのはなかったと思います。

樋渡委員

カードを導入することを検討していることについては、伺ったと思います。説明をいただいたが、教育委員会でそれについて討議したのではなかったという確認です。教育委員会の議案として、Tカードを導入する、しないという議案があって、議決したということではないという確認です。

副教育長

Tカードの図書館への導入については、教育委員会の中で説明はしております。ただ、Tカードの導入自体が議決事項ではありませんので、いろいろな議

決事項がある中で、関連するものがあります。ですから、そういった中で市議会に説明する内容については、教育委員会にも、こういう形で今進めている、検討している、こういう形で進めていきたいということで、これまでご説明はしてきたということでございます。

委員長

他にございませんか。樋渡委員。

樋渡委員

22ページに既存のTカード、新図書館カード（Tカード機能付）とありますが、新図書館でのカードはこの新図書館カードと学校図書館利用カードの2枚だけということでしょうか。

生涯学習課長

学校図書館利用カードは、児童生徒が学校図書館で使うカードということになります。実際に図書館の本館、分室、移動図書館車では、さきほどご説明した3種類のカードのうちいずれかを利用いただくということになります。

こちらの3種類は、どのカードでなければならないということではなく、どれか1種類を選択していただくということになります。利用する方の利用目的や利用形態によって、選んでいただければと思います。ですから、Tカード機能が必要ないという方であれば、今現在の既存の図書館カードで十分です。Tカード機能が必要であれば、既存のTカードに図書館機能を付加するか、新たにTカード機能のついた新図書館カードを作っていただくということになります。

樋渡委員

3種類というのは、既存の図書館カードと、既存のTカード、新図書館カードということですか。既存の図書館カードもそのまま使えるということですか。

生涯学習課長

はい、そのとおりです。

樋渡委員

既存のTカードのところで、※（こめじるし）のところに、「クレジット機能付のカードでの図書館利用は不可」とありますが、クレジット機能付でないTカードなら可能ということですね。

生涯学習課長

はい、そのとおりです。

樋渡委員

新図書館カードのところで、個人情報のところ、「TPJシステムへの接続はカード作成時に利用者の同意が必要となります。」とありますが、同意し

ないと言って使うことも可能でしょうか。

生涯学習課長

同意されない方は、こちらの発行は困難です。そういった方は既存の図書館カードをお使いいただくということになります。

樋渡委員

今まで、図書館カードを持っていない方が新たにカードを作る場合には、既存の図書館カードも選べるのでしょうか。それとも、既存のTカードと新図書館カードの二つからしか選べないということでしょうか。

生涯学習課長

既存の図書館カードの発行を求めることも可能です。ですから、3つのうちからいずれかを選べるということになります。

委員長

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、報告第3号は承認をいたします。

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第6回臨時会を終了いたします。

午後1時5分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成27年11月25日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印